

令和2年度 支部定時総会 開催

〔北陸支部〕

北陸支部の令和2年度定時総会が、7月9日（木）ホテル日航金沢（石川県金沢市）に於いて開催された。今年度の総会は新型コロナウイルス感染症状況下で規模を大幅に縮小し、正会員、事業所会員のみにて行うという異例の開催となった。

〔令和2年度北陸支部定時総会 要旨〕

- 日 時 令和2年7月9日（木）11：00～13：00
場 所 ホテル日航金沢（石川県金沢市）
次 第 1. 荒木章北陸支部長（カナカン株式会社取締役会長）挨拶
2. 令和元年度事業報告ならびに決算報告
3. 令和2年度事業計画ならびに収支予算案
4. 役員改選
5. 本部活動報告 参与 奥山則康、専務理事 時岡肯平



北陸支部定時総会会場



総会で挨拶する荒木章支部長

〔北海道支部〕

北海道支部の令和2年度定時総会が、8月4日（火）札幌パークホテル（札幌市中央区）に於いて開催された。今年度の総会は新型コロナウイルス感染症状況下を鑑み、正会員、事業所会員、賛助会員世話人会幹事の18名にて開催された。

〔令和2年度北海道支部定時総会 要旨〕

- 日 時 令和2年8月4日（火）13：00～14：00
場 所 札幌パークホテル パークホール（札幌市中央区）
次 第 1. 布施和博北海道支部長（日本アクセス北海道株式会社代表取締役社長 社長執行役員）挨拶
2. 令和元年度事業報告ならびに収支決算報告
3. 令和2年度事業計画ならびに収支予算案
4. 支部活動状況報告

- 三井食品（株）北海道支社 食品営業部部長 濱仲泰明氏
5. 本部活動報告 専務理事 時岡肯平



北海道支部総会会場



総会で挨拶する
布施和博支部長

[中・四国支部]

中・四国支部の令和2年度定時総会が、9月9日（水）ホテルグランヴィア広島（広島市南区）に於いて開催された。今年度の総会は新型コロナウイルス感染症状況下で賛助会員の出席はなく、正会員、事業所会員10社の出席となった。

[令和2年度中・四国支部定時総会 要旨]

- 日 時 令和2年9月9日（水）11：00～12：00
- 場 所 ホテルグランヴィア広島（広島市南区）
- 次 第
1. 守分孝治中・四国支部長（藤徳物産株式会社代表取締役社長）挨拶
 2. 令和元年度事業報告ならびに収支決算報告
 3. 令和2年度事業計画ならびに収支予算案
 4. 役員改選
 5. 本部活動報告 専務理事 時岡肯平



中・四国支部定時総会会場

[東北支部、東海支部、九州・沖縄支部]

東北支部、東海支部、九州・沖縄支部の令和2年度定時総会は新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、会議での開催は行わず、書面での決議を行った。

その結果、3支部共にそれぞれの「令和元年度事業報告及び決算報告」「令和2年度事業計画及び収支予算」が承認、決議された。

一般社団法人 日本加工食品卸協会 支部役員名簿

【北海道支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	布施 和博	日本アクセス北海道株式会社	代表取締役社長 社長執行役員
副支部長	黒澤 良一	国分北海道株式会社	代表取締役 社長執行役員
副支部長	近藤 貴俊	三菱食品株式会社	執行役員 北海道支社長
会計監事	坂本 秀明	株式会社スハラ食品	代表取締役社長 社長執行役員
常任幹事	伊関 淑之	北海道酒類販売株式会社	代表取締役社長
常任幹事	池 内 齊	加藤産業株式会社	執行役員 北海道支社長
常任幹事	坂本 昌弥	三井食品株式会社	北海道支社長

【東北支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	佐 藤 淳	佐藤株式会社	代表取締役社長
副支部長	石橋 逸平	国分東北株式会社	代表取締役 社長執行役員
会計監事	矢野 秀弥	株式会社山形丸魚	代表取締役会長

【関東支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	佐々木 淳一	株式会社日本アクセス	代表取締役社長 社長執行役員
副支部長	内 藤 悟	国分グループ本社株式会社	取締役 常務執行役員
副支部長	南 博 貴	国分首都圏株式会社	執行役員 第二営業本部長
副支部長	望月 義人	三井食品株式会社	首都圏第一支社 支社長代理
副支部長	植村 敏男	株式会社サンヨー堂	代表取締役社長
副支部長	片岡 博彰	三菱食品株式会社	執行役員 営業第一本部長
会計監事	神保 敏郎	伊藤忠食品株式会社	東日本営業本部 副本部長
幹 事	田中 正昭	日本酒類販売株式会社	代表取締役社長
幹 事	後 藤 毅	株式会社ヤグチ	執行役員 物流部長兼商品部長
幹 事	長沢 憲明	コンタツ株式会社	物流統括部長
幹 事	竹田 富一	株式会社升喜	営業本部商品政策部 取締役統括部長
幹 事	山 崎 進	株式会社マルイチ産商	執行役員 食品事業部長
幹 事	斉藤 浩一	横浜乾物株式会社	代表取締役社長
幹 事	大久保 徳政	国分関信越株式会社	代表取締役社長執行役員
幹 事	山 口 茂	ヤマキ株式会社	取締役会長
幹 事	白 鳥 剛	179・フナヅキ株式会社	常務取締役
幹 事	増子 幸吉	常洋水産株式会社	取締役営業本部長
幹 事	高橋 定男	群馬県卸酒販株式会社	代表取締役社長
常任幹事	時岡 肯平	一般社団法人日本加工食品卸協会	専務理事

【東海支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	永津 嘉人	株式会社トーカン	代表取締役 社長執行役員
会計監事	西 山 徹	西山商事株式会社	代表取締役社長
幹 事	北村 篤司	株式会社北村商店	取締役社長
幹 事	佐藤 太一	伊藤忠食品株式会社	東海営業本部長
幹 事	福 井 稔	国分中部株式会社	代表取締役 社長執行役員
幹 事	崎 浜 敬	三井食品株式会社	中部支社長
幹 事	山 口 勉	三菱食品株式会社	執行役員 中部支社長

【北陸支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	荒 木 章	カナカン株式会社	代表取締役会長
副支部長	澤田 悦守	北陸中央食品株式会社	代表取締役会長
会計幹事	北 野 守	石川中央食品株式会社	代表取締役社長
幹 事	山田 博文	株式会社田中与商店	代表取締役社長
幹 事	藤井 伸子	マルコク株式会社	代表取締役社長

【近畿支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	岡 本 均	伊藤忠食品株式会社	代表取締役社長 社長執行役員
副支部長	菅 公 博	加藤産業株式会社	専務取締役
会計監事	角田 勇吉	五大物産株式会社	代表取締役社長
幹 事	角 博 之	国分西日本株式会社	専務執行役員

【中・四国支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	守分 孝治	藤徳物産株式会社	代表取締役社長
副支部長	廣川 雄一	広川株式会社	代表取締役社長
会計監事	滝本 徳一	国分西日本株式会社	常務執行役員 中国支社長

【九州・沖縄支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	網田 日出人	ヤマエ久野株式会社	代表取締役会長CEO
副支部長	本村 陽一	コゲツ産業株式会社	専務取締役
会計監事	玉置 信一	国分九州株式会社	代表取締役 社長執行役員
幹 事	石 橋 講	旭食品株式会社	取締役 九州支社長
幹 事	森 洋之	伊藤忠食品株式会社	九州支店長
幹 事	金子 潤一	加藤産業株式会社	執行役員 九州支社長
幹 事	大石 康也	株式会社日本アクセス	執行役員西日本営業部門長代行九州エリア統括
幹 事	生澤 晃	三井食品株式会社	執行役員 九州支社長
幹 事	山根 隆幸	三菱食品株式会社	九州支社長
幹 事	三ヶ尻 英明	株式会社豊豫物産	代表取締役会長
幹 事	黒木 英和	黒木食品株式会社	代表取締役社長
幹 事	宇野 圭郎	株式会社竹之下	会長
幹 事	金城 英樹	株式会社湧川商会	代表取締役社長

令和 2 年 9 月

令和3年度 税制改正等に関する要望書

一般社団法人 日本加工食品卸協会
会 長 國分 晃

1. 消費税関連の課題

1) 軽減税率制度の廃止

幣協会は、予てから軽減税率制度は社会保障財源を毀損すること、過度な事務負担を強いることから単一税率を維持すべきであり、低所得者対策は、真に必要な者に対して所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。令和元年 10 月に軽減税率制度が導入されたものの、複数税率による事務負担及びシステム維持負担は依然として大きく、軽減税率制度は時限立法とし、単一税率としていただきたい。

2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入の延期

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は令和 5 年 10 月に導入されるが、令和 6 年には I S D N サービス「I N S ネットデジタル通信モード」の終了が予定されており、E D I、P O S レジ等の企業活動に影響すると考えられている。当該サービスの終了とインボイス制度の導入は同タイミングであることから、システム対応が混乱を極めることが予想される。通信手段変更のシステム開発は令和 5 年がピークになることが想定されるため、令和 5 年 10 月におけるインボイス制度導入は一旦延期し、新たな通信手段が安定化した後にインボイス制度の導入を希望する。またその際には、免税事業者からの仕入税額控除の経過措置を廃止をしていただきたい。

3) 補助金等税制措置対応

中小企業等に対する軽減税率対策補助金は令和元年 12 月に期限を迎えたが、令和 5 年 10 月導入予定のインボイス制度のためにシステム対応コストが発生する企業は多いと想定される。したがって、令和 3 年以降も同様の補助金制度等の税制措置をとっていただきたい。さらに、システム対応コストは業種によって幅があることから、中小企業等に限定せず、業種による税制措置をとっていただきたい。

4) 仕入税額控除の計算方法の変更

消費税のしくみについて「商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られている。商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。」と国税庁ホームページに記載されている。現在、仕入税額控除の計算は、「課税売上割合が 95%未満」又は「課税売上高が 5 億円超」の場合、個別対応方式・一括比例配分方式により計算される。個別対応方式・一

括比例配分方式により仕入税額控除を計算する企業において、仮払消費税等は、課税売上割合が 100%でない限り、その全額を仮受消費税等から控除することはできない。また、課税仕入を課税売上対応分、非課税売上対応分、共通売上対応分に複数税率で区分することは非常に作業負担がかかるものになっている。消費税等は最終消費者が負担するという観点から仮払消費税等の全額控除を認めていただきたい。その改正が難しい場合には、課税売上割合が 95%以上の場合に限り、全額控除を認めていただきたい。

5) 事業者間取引についての経過措置の継続適用及び端数処理の統一

総額表示義務の規定の適用を受けない事業者間取引においては、税抜価格を前提にした端数処理が認められており、事務負担の軽減に繋がっている。したがって、税抜価格を前提とした端数処理の特例（経過措置）の適用を継続していただきたい。また、端数処理については、公正取引確保の観点から事業者間での不公平が生じないように処理方法を国で統一していただきたい。

6) 消費税の本体価格表示の恒久化

転嫁対策特別措置法において、円滑かつ適正な転嫁や事業者の値札の変更等に係る事務負担軽減のための「外税表示」は、令和 3 年 3 月 31 日までと期限が決められている。期限後、総額表示が義務化されると、消費マインドの減退につながり、事業環境をさらに圧迫するとともに消費マインドの減退やデフレ化の促進を招きかねないため、令和 3 年 4 月以降も本体価格による表示を恒久化していただきたい。

2. 公平・中立・簡素に照らし合わせた税制の整備

1) 法人税及び消費税

①受取配当等の全額益金不算入

受取配当等の益金不算入制度は二重課税排除のために設けられた制度である。しかし、近年、財源確保の観点から、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられており、二重課税排除の趣旨に反している。したがって、受取配当等を全額益金不算入としていただきたい。

②所得税額控除の元本所有期間の制限を廃止

法人が株式等を外部から取得した場合、自己の保有期間以前の期間に対応する配当等に対する所得税の控除は制限されている。制限を受けた所得税額は、当該株式の取得者側も譲渡側も控除を受けることができない。このことは、納税

者に不利となっている。また、納税者においては所有期間に対応する税額の算定が必要となり、事務負担となっている。したがって、配当等の支払いを受けた段階で当該株式を保有している法人において、その所得税の全額を控除対象としていただきたい。

③収益認識に関する会計基準を踏まえた消費税法等の改正

収益認識に関する会計基準が平成 30 年に導入されたことを踏まえ、法人税法等では資産の販売等に係る収益に関する規定の改正が行われている。消費税法等では当会計基準に対応した改正は行われておらず、法人税における収益の認識と消費税における課税売上認識のタイミングにずれが生じることになる。これは、消費税申告計算を非常に煩雑とし、事務効率を非常に悪化させるため、消費税法等を改正していただきたい。

④一括償却資産制度の廃止

実務負担が重い現行の制度を廃止し、当該資産の一括損金算入を可能としていただきたい。

⑤休止電話加入権の損金算入

実質的に市場価値のない電話加入権は全額損金算入可能としていただきたい。

⑥欠損金の控除限度額の撤廃・繰越欠損金の控除期間を無制限とすること

欠損金繰越控除制度は、控除期間が 10 年間に制限されている。控除限度額についても、中小法人等を除き、繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額とされている。欠損金の繰越控除は、各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度であるから、本来制限すべきではない。よって、繰越控除については繰越控除限度額を撤廃した上で繰越欠損金の控除期間を無制限としていただきたい。

⑦大法人に対する留保金課税の撤廃

現在、中小法人においては、内部留保を充実させるという目的で留保金課税が撤廃されている。大法人においても内部留保を充実させ、将来の投資に資金を回すことの方が経済に与える影響も大きいと考える。したがって、大法人に対する留保金課税も撤廃していただきたい。

⑧組織再編税制の行為否認の廃止

組織再編税制における包括的租税回避行為の防止規定は、「法人税の負担を不当

に減少させる結果となると認められるとき」(法人税法 132 条の 2、法人税法 132 条の 3) とされており、その行為又は計算の否認ができることとなっている。納税者にとって、組織再編を行う際の判断は、法律に基づき行われるが、「法人税の負担を不当に減少させる」行為が明確になっていないため、行為否認を廃止していただきたい。

2) 印紙税の廃止

印紙税は契約書等、印紙税法に合致した文書に課税されるものであるが、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税対象とすることに合理性がなく時代に即していない。媒体によって印紙課税の要否が変わるのは税の公平性に反しており、速やかに廃止していただきたい。

3) 地方税

①償却資産税の廃止もしくは法人税法との統一化

償却資産税は、償却資産を保有している企業に負担を求める制度である。企業の業種により償却資産の保有規模は異なり、償却資産を保有しない業種と償却資産を保有することで成り立つ業種とで税負担が異なり、課税の中立性の観点からは好ましいことではない。したがって、償却資産税は廃止していただきたい。もしくは、事業者の事務負担軽減のため、法人税法の減価償却の計算方法との合致および申告時期の法人税との統一化を図っていただきたい。

②法人地方税の申告納付処理の一元化

現在、申告・納税手続きは、国及び個々の自治体ごとに申告書を作成し、納付を行っている。また、修正申告等により還付が発生した場合は、個々の自治体から還付通知が送付され、還付金も個々に入金されている。これを国・自治体で統合し、ワンストップ化を推進していただきたい。

③事業所税の廃止

人口 30 万人以上の都市のみに課税されるのは公平ではない。また、事業所用家屋に対する課税(資産割)は固定資産税にて、従業者に対する課税(従業者割)は外形標準課税対象企業における事業税にて納税しており、事業所税としての課税は二重課税と考える。加えて、課税対象面積の確認等実務も煩雑である。したがって、事業所税は廃止していただきたい。

4) 申告納税の環境改善および業務効率の改善

申告、納税に係る事務負担の軽減、業務効率の改善を図るため以下の項目を実現していただきたい。

①e-Tax、eLTAX、多国籍企業情報の報告コーナー（e-Tax）のポータル画面の統合

②地方税の書式の統一、eLTAX の対応書類拡大、ダイレクト納付やペイジーの全自治体導入

③法人税の電子申告義務化に伴う e-Tax 仕様改善

決算書、内訳書、BEPS 等データ取り込みエラー表示を明確にして頂き、申告の利便性を高めていただきたい。

④電子機器を用いた柔軟な税務調査の実施

税務調査においては対面調査が基本であるが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、テレビ会議・メール等の電子機器を使った税務調査を実施いただきたい。

以上

消費税の本体価格表示の恒久化に関する要望

令和2年9月29日

【小売事業者団体】

オール日本スーパーマーケット協会	会 長	田 尻 一
全国小売酒販組合中央会	会 長	吉 田 精 孝
一般社団法人全国スーパーマーケット協会	会 長	横 山 清
日本小売業協会	会 長	野 本 弘 文
一般社団法人日本スーパーマーケット協会	会 長	川 野 幸 夫
日本チェーンストア協会	会 長	小 川 信 行
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	会 長	池 野 隆 光
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	会 長	渡 辺 裕 明
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会	会 長	泉 田 幸 雄

【卸売事業者団体】

全国卸売酒販組合中央会	会 長	松 川 隆 志
全国菓子卸商業組合連合会	理事長	二 木 正 人
全国化粧品日用品卸連合会	会 長	森 友 徳兵衛
一般社団法人日本医薬品卸売業連合会大衆薬卸協議会	会 長	松 井 秀 夫
一般社団法人日本加工食品卸協会	会 長	國 分 晃

【製造事業者団体】

一般財団法人食品産業センター	会 長	小 瀬 昉
食品産業中央協議会	会 長	川 村 和 夫
全国食品産業協議会連合会	会 長	山 本 隆 英
全国製麺協同組合連合会	会 長	鳥 居 憲 夫
一般財団法人全国豆腐連合会	代表理事	齊 藤 靖 弘
全日本菓子協会	会 長	川 村 和 夫
日本一般用医薬品連合会	会 長	柴 田 仁
一般社団法人日本即席食品工業協会	理事長	村 岡 寛
日本豆腐協会	会 長	三 好 兼 治
一般社団法人日本パン工業会	会 長	飯 島 延 浩
一般社団法人日本冷凍食品協会	会 長	大 櫛 顕 也
一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会	理事長	上 山 健 二
一般社団法人日本ボディファッション協会	会 長	塚 本 能 交

【外食事業者団体】

一般社団法人日本フードサービス協会	会 長	赤 塚 保 正
-------------------	-----	---------

(公印省略)

令和2年9月29日

農林水産省食料産業局
食品流通課長 武田 裕紀 殿

小売・卸売・製造・外食事業者28団体

消費税の本体価格表示の恒久化に関する要望

拝啓 平素は私ども業界に対しまして格別のご指導を賜わり、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症による昨今の状況により、皆様におかれましても様々なご配慮をなされていることと推察申し上げます。

さて、二度にわたる消費税率引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため2013年10月に消費税転嫁対策特別措置法が施行され、この中で「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の張り替え等の事務負担に配慮する観点」から、総額表示義務の特例として本体価格表示が認められることとなりました。来年3月31日にはこの特別措置法の失効が予定されていますが、この総額表示義務の特例についても、既に消費税率の引き上げがなされたことをもって、その目的を達したものとされています。

一方、昨年末からの新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、国内においても所得や売上が大幅に減少し、依然として行動様式の変容が継続的に求められる厳しい状況にあり、一日も早く社会機能の復旧と経済の再生を成し遂げることが期待されています。

総額表示義務については、私どもは、「消費マインドの減退につながり、デフレ化の一因となる」ため、これまでも一貫して強く反対を主張してきましたが、今日のように経済・社会環境がきわめて不透明な中であって、流通・サービスの現場においては、商品・サービスの値ごろ感を適切に維持・訴求できることが何より肝要と考えております。

特別措置法の失効を迎え画一的な総額表示が求められることは、事業環境をさらに圧迫するとともに消費マインドの減退やデフレ化の促進を招きかねないため、来年4月以降も本体価格による表示が恒久的に確保されるよう強く要望いたします。

敬 具

記

1 2004年の総額表示義務化の当時、消費税額を含む総額での表示に一斉に取り組みましたが、消費者に値ごろ感を訴求することができずに、ずるずると消費の減退を招きました。

一方、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、本体価格が表示される商品・サービスが広く定着することにより、サプライチェーンの各層において商品・サービスの適正な価値を維持しつつ、消費税の適切な転嫁が確保されてきました。

2 消費税額を含む商品・サービスの価値をどのような方法で表示すべきかについては、本来一律に課すべきものではなく、事業者と事業者、事業者と消費者との関係において、事業者が自ら適切な方法を選択し実施すべき問題であり、混乱や支障のない現状からみても、価格表示の方法はそれぞれの業界の適性にあわせて事業者の選択に任せていただくことが肝要と考えています。

3 このような経緯を尊重し、また、さらに厳しい消費環境の変化が予測される中で、何より、商品・サービスそのものの適正な価値を維持・確保して価格として表示することがデフレを回避し、消費税の適正な転嫁を図ることとなるため、来年4月以降においても、画一的な総額表示義務を廃止し、本体価格による表示が確保されるよう要望いたします。

以上